

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員 安 慶 名 均
沖縄県監査委員 新 垣 真 秀

第1 定期監査の指摘事項に対する未措置の状況

＜財務・事務に関する事項＞

（平成28年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。（住宅課）

(2) 現在の状況

敷金について、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）を改正することで、令和4年4月より敷金を管理する仕組みを整備し、指定管理者とも情報を共有した上で敷金の払出しを行っている。指摘後、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

また、突合が困難なデータについては、処理方針を検討中である。

(3) 未措置とする理由

納入者が不明な敷金について処理が完了していないため。

（平成29年度監査結果報告分）

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。

（中部病院）

(2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

(3) 未措置とする理由

預り金の内容の確認が完了していないため。

（平成30年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていない。 (住宅課)

(2) 現在の状況

指定管理者に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者及び消防計画の届出等を行うよう指導し、届出は完了した。消防訓練については一部未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

一部の県営住宅において消防訓練が実施されていないため。

(令和3年度監査結果報告分)

【総務部】

1 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品が所在不明となっていた。 (管財課)

(2) 現在の状況

当該備品の所在確認を行ったところ、旧那覇東町会館の土地及び建物の売却に当たり、廃棄することとした備品であることが判明したため、今後、処分手続等を行う予定である。

(3) 未措置とする理由

備品の処分手続等が完了していないため。

【農林水産部】

1 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

保安林指定の解除により普通財産となった土地について、貸付契約が締結されないまま土地を使用させていた。また、当該財産に係る経緯、現況等を把握するための資料が整理されていない。 (森林管理課)

(2) 現在の状況

貸付契約が締結されていない土地の解消に向けて、不法占拠財産等処理を要する普通財産取扱要領（昭和63年8月15日付け総務部長通知）に準じて処理方針を策定するとともに、同要領に準じて現況整理簿を作成し、当該財産の経緯等を整理した。

(3) 未措置とする理由

県有地の不法占拠の状況が継続しているため。

【商工労働部】

1 備品の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

平成23年度から平成28年度までに行われた事業において取得した備品（取得価格合計272,168,500円）について、事業終了後に活用されないまま維持経費が支払われ、令和3年度には1,852,183円を支出していた。 (産業政策課)

(2) 現在の状況

備品の利活用に向けて、地元市町村や活用が想定されるエネルギー民間事業者と意見

交換を実施しているが、ランニングコスト等の課題もあることから、引き続き、再活用について調整を進めていく。

- (3) 未措置とする理由
当該備品の利活用が行われていないため。

(令和4年度監査結果報告分)

【総務部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
速やかに改修を行う必要がある消防用設備等点検結果報告書の不備事項について、一部修繕が行われていなかった。(管財課)
- (2) 現在の状況
不備となっている消防用設備等については、修繕箇所11か所のうち、令和5年度に4か所の修繕を行った。残る7か所は、令和6年度に修繕を完了する予定である。
- (3) 未措置とする理由
一部の消防用設備等の修繕が完了していないため。

【子ども生活福祉部】

1 勤務管理等が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
会計年度任用職員の出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除申請承認書等に基づき、適切に整理されていないものがあつた。(障害福祉課)
- (2) 現在の状況
出勤簿、休暇簿等を整理した結果、給与等の支給に過不足払いが確認されたため、過払いについては返納の処理を、不足分については支給の処理を行う予定である。
- (3) 未措置とする理由
給与等の過不足払いの処理が完了していないため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(令和4年度監査結果報告分)

1 会計事務に改善を要するもの

- (1) 指摘の内容
公立大学法人沖縄県立芸術大学では、県の関係例規等を準用しているが、県の各手当の規則に定められている認定簿を整備していなかった。(文化観光スポーツ部所管)
- (2) 現在までの状況
公立大学法人沖縄県立芸術大学に対し、同法人の関係規程の改正を行うよう指導した。同法人では、適正な事務処理に向けて関係規程の改正を進めている。
- (3) 未措置とする理由
同法人の関係規程の改正が完了していないため。

2 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 名護中央公園管理共同企業体（名護中央公園）では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。また、県において、貸与備品への物品管理シールの貼付がなされていないものがあった。

（土木建築部所管）

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社（浦添大公園及び中城公園）では、基本協定書（浦添大公園第24条、中城公園第26条）により県から無償貸与されている物品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

（土木建築部所管）

ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センター（沖縄県立石川青少年の家）では、基本協定書第29条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあったほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

また、指定管理料で購入した備品について、同協定書第30条で定める備品台帳が作成されていなかった。

（教育庁所管）

(2) 現在までの状況

ア 名護中央公園管理共同企業体に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同企業体及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については修繕の適否を、物品管理シール未貼付の貸与備品については所有権を協議しているところである。

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同社及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、中城公園分は県において令和6年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定であり、浦添大公園分は同社及び県において修繕の適否を協議しているところである。

ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センターに対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人では、基本協定書第30条に基づく台帳を作成した。同法人及び県においては、貸与備品と貸与備品一覧の照合を進めている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和6年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定である。

(3) 未措置とする理由

ア 経年劣化により使用できない貸与備品について、修繕・廃棄等の対応が未定のため。また、県において貸与備品への物品管理シールの貼付を終えていないため。

イ 経年劣化により使用できない貸与備品について、修繕・廃棄等の対応が未定のため。

ウ 同法人及び県において、貸与備品と貸与備品一覧の照合を終えていないため。

第3 行政監査の指摘事項に対する未措置の状況

（令和5年度監査結果報告分）

1 施設の管理について

(1) 指摘の内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法（昭和25年法律201号）第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「建築物点検」という。）を実施しなければならないが、建築物点検を実施していない施設が74施設あった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「設備点検」という。）を実施しなければならないが、設備点検を実施していない施設が70施設あった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、設備点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

(2) 現在までの状況

ア 建築物点検を実施していない施設74施設のうち、54施設について建築物点検を実施したほか、1施設については行政財産用途廃止を行っている。残りの未実施施設19施設についても関係機関と調整し、順次点検を実施していく予定である。

イ 設備点検を実施していない施設70施設のうち、50施設について設備点検を実施したほか、1施設については行政財産用途廃止を行っている。残りの未実施施設19施設についても関係機関と調整し、順次点検を実施していく予定である。

(3) 未措置とする理由

ア 一部の施設において、建築物点検が実施されていないため。

イ 一部の施設において、設備点検が実施されていないため。